

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

新座市監査委員



新監発第185号  
令和7年1月21日



新座市長 並木 傑 様

新座市監査委員 松本 四郎  
新座市監査委員 鈴木 秀一

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による令和6年度財政援助団体等監査を新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

## 1 監査の対象

### (1) 対象施設

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール

### (2) 対象施設の指定管理者

株式会社セイウン

### (3) 所管部署

教育総務部中央公民館及び生涯学習スポーツ課

### (4) 監査対象事務

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホールの管理及び運営

### (5) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 2 監査の着眼点

施設が適切に運営されているか、また、指定管理委託業務に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

## 3 監査の実施内容

指定管理料に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容等について説明を聴取するとともに、関係帳簿及び証拠書類の調査を実施した。

## 4 監査の実施場所及び実施日

### (1) 実施場所

監査委員室

### (2) 実施日

令和6年12月13日

## 5 指定管理者の概要

### (1) 名称

株式会社セイウン

### (2) 所在地

埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

### (3) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 公の施設の概要

### (1) 名称、所在地、建築概要及び施設内容

名 称	所 在 地	建 築 概 要	施 設 内 容
新座市立野火止 公民館	新座市野火止 六丁目1番48号	建築構造：鉄骨鉄筋コン クリート構造（鉄骨構 造）地下2階地上2階建て 延床面積：3864.6㎡ 敷地面積：1971.1㎡	【公民館】 軽体育室、講義室1、 講義室2、講義室3、 美術室、音楽室、 実習室、和室、児童室 駐車場：71台（ふるさと新座館全体で共用）
ふるさと新座館 ホール			【ホール】 舞台、客席、楽屋1、 楽屋2、リハーサル室 駐車場：71台（ふるさと新座館全体で共用）

### (2) 主な業務

ア 新座市立公民館条例第4条に規定する事業に関する事。

(ア) 利用の許可に関する事。

(イ) 施設及び設備の維持管理に関する事。

(ウ) 社会教育法第22条各号に掲げる事業に関する事。

a 定期講座を開設する事。

b 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催する事。

c 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る事。

d 体育、レクリエーション等に関する集会を開催する事。

e 各種の団体、機関等の連絡を図る事。

f その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する事。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、野火止公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務に関する事。

イ 新座市民会館条例第5条に規定する事業に関する事。

(ア) 施設等の利用の許可に関する事。

(イ) 施設等の維持管理に関する事。

(ウ) ホールの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、ホールの管理に関し市長が必要と認める業務に関する事。

## 7 監査の結果

公の施設の管理及び運営に係る業務、出納並びにその他の事務については、おおむね有効かつ適正に執行されていた。ただし、次の事項については改善されたい。

### (1) 基本協定書に定められた事項が遵守されていないことについて

「令和5年度野火止公民館およびふるさと新座館ホール収支報告書（以下「収支報告書」という。）」と「令和5年度新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール指定管理事業決算書（以下「決算書」という。）」の金額が合致していなかった。

また、指定管理者から提出された「令和5年度ふるさと新座館元帳（以下「元帳」という。）」及び「2023年度売上経費明細（新座）（以下「売上経費明細」という。）」の支出内訳において、項目及び金額に誤りがあることが判明した。

収支報告書、決算書、元帳及び売上経費明細のいずれにおいても誤りが散見されたため、本監査の期間内においては、これ以上の精査が不可能であり、当該指定管理の令和5年度決算の計数の正確性を検証することはできなかった。

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール管理運営に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第33条において、「指定管理者は、管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする」と規定されている。指定管理者は固有の銀行口座を開設し、収支を管理することが基本とされているが、新座市指定管理者制度事務マニュアルによると、銀行口座による管理が不可能な場合には帳簿による代替も可となっている。しかし、いずれの場合も管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することが求められているものである。

基本協定書に定められた事項は、市が指定管理業務を委任するに当たり必要な内容を基本事項として明文化した約束事である。今後は指定管理者においては、勘定組織を構築し、有機的に結合した勘定元帳及び収支報告書を作成する必要がある。市の担当者においても、これらの書類を確認するとともに、基本協定書に基づいた指導・監督を行うよう改善を求めるものである。

### (2) 公民館使用料の免除・減額について

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホールの施設利用料収入及び附帯設備利用料等の収納事務（以下「収納事務」という。）について、A 団体

の使用料が免除、B 団体の使用料が 5 割減額されていた。この免除及び減額の措置は、新座市立公民館規則（以下「規則」という。）第 10 条第 2 項「教育委員会が公益上特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。」という規定に基づき、実施しているとのことであったが、当該意思決定に係る決裁等の資料提出を求めたところ、免除及び減額割合を 5 割とする具体的な決裁等の資料は確認できなかった。

規則第 10 条第 2 項は、同条第 1 項各号の規定に該当しなくとも、教育委員会が一定の裁量において減額又は免除できるようにした規定であるが、これらの減免は、あくまで例外的な事案に対するもので、教育委員会が個別の理由を精査して、公益上特に必要があると認める場合に限り、減免の判断をするものである。したがって、その運用に当たっては、組織の意思決定が適切に行われたことが客観的に明らかにできることが、内部統制の観点からも必要である。

よって、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現在減免の判断に係る決裁等の資料がないままに減免を行っている団体については、市においてその見直しを行い、減免が必要な場合には理由を明らかにした決裁をとるなど、適切な対応を図るとともに、意思決定の文書は適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を図られたい。

### (3) 公民館の利用申請及び許可について

収納事務について、C 団体の利用許可は、利用日の 6 か月以上前の日付で承認し、D 団体の利用許可は、利用日の 5 か月以上前の日付で承認されていた。

規則では当該団体に対し、それらの日付で承認できる根拠が確認できなかったため、所管部署に確認したところ、「新座市立公民館利用申請事務取扱要領（以下「要領」という。）により行っているとの回答であった。

要領を確認したところ、第 4 条第 4 項に「公民館事業、市の主催事業又は共催事業、その他管理者が特に必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、仮予約できるものとする。」と規定があった。この規定によると、公民館事業、市の主催事業又は共催事業に近い性質の事業であって、管理者が特に必要と認めるときは、仮予約が認められることとなるが、申請書を確認したところ、申請者の使用目的は会議及び理事会等と記載されており、市の共催事業であるという記録も確認できなかった。また、当該意思決定に係る決裁等の資料提出を求めたところ、所在不明により提出がなかった。

要領第 4 条第 4 項に規定する仮予約の制度は、規則第 6 条第 2 項に規定す

る利用申請の規定の例外であり、使用者が公民館、市でない場合には、事業の性質を個別に精査して判断が図られるべきものである。また、特別な事情により早期予約を認める場合には、当該意思決定が適切に行われたことが客観的に明らかにできるための記録を残すことが、内部統制の観点からも必要である。

利用者間の公平性を図る観点から、特定の団体からの早期予約を認めるために使用されることのないよう、市において判断基準の整理を行い、統一的な運用を図られるとともに、意思決定の文書は適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を図られたい。